



鹿児島大学発「研究成果有体物のweb管理システム」について —インタビュー—

寺嶋芳江

はじめに

全国の大学などが参加・利用できる「研究成果有体物のweb管理システム」について、開発者である鹿児島大学の深見克哉先生にお話しを伺いました。成果有体物とは、2002年7月に文部科学省から大学等に通知された「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」*1によると、論文、講演や著作物等を除く、学術的・財産的価値などのある有体物を指します。

*1参考：研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakuc/020901.htm

Q1：このシステムを開発された背景を教えてください。

科学の発展や新しい技術の創出には、国際的な協力が欠かせません。こうした協力は「開かれた研究環境」があってこそ成り立ちます。しかし近年、その環境が悪用され、研究成果の不正流用や技術の海外流出につながり、国の安全保障や経済の安全にリスクをもたらすことが国際的に強く認識されるようになってきました。研究者が安心して国際協力できるようにするには、「研究インテグリティ」と「研究セキュリティ」に取り組み、自由・独立性・開放性・互惠性・透明性を大切にした開かれた研究環境を整えることが必要ということが、政府の方針でもあります。*2

大切なのは、法律や規範、倫理観を守る

こと（研究セキュリティ）に加え、社会的な責任を果たす取組を実践すること（研究インテグリティ）です。今回は、成果有体物の授受において、「研究インテグリティ」と「研究セキュリティ」の確保に効果的で、研究者と大学の双方にメリットのあるシステムを構築しました。

*2参考：研究インテグリティ・研究セキュリティ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html#:~:text=%E2%80%BB%E3%81%93%E3%81%93%E3%81%A7%E3%81%84%E3%81%86%E7%A0%94%E7%A9%B6,%E6%80%A7%E3%82%92%E6%84%8F%E5%91%B3%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82

Q2：このシステムの内容を教えてください。

成果有体物の授受の際に必要なのは、MTA（材料移転契約）締結や法令順守、知的財産権関係の確認です。MTAで研究目的や互いの権利を取り決めます。関連する指針や法令としては、ABS指針、種の保存法、外国為替及び外国貿易法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、感染症予防法、カルタヘナ法などがあります。また、知的財産権の内容としては、第三者の権利を含む成果有体物の移転や提供材料を利用して発生した成果の取扱などです。

まず、成果有体物を提供する場合についてお話しします。webシステムに契約作成や

法令順守に関する情報、成果有体物についての情報を研究者が入力していくことで、必要なすべての情報をチェックできるように構成されています。つまり、成果有体物のデータベースができるということです。申請には、このデータベースの情報をすべて使います。

現状では、契約、法令関係、知的財産管理などについて、担当部署がばらばらで、各研究者はそれぞれの担当部署へ書類などを個別に提出しなければなりません。このシステムでは、対応部署が一覧で表示され、各部署が対応すべき項目（知財関係や管理法令）をチェックできます。

受領の場合には、背景や入手方法を確認する項目を入力します。入手が海外からの場合には、ABS担当部署と連携します。

Q3：研究者にとってどのようなメリットがあるのでしょうか？

一つには、随時依頼が可能ということです。昼夜いつでも申請でき、翌日には担当者が内容を確認して手続きを進めることができます。

二つ目は、データベースに記入することで、法令を研究者自身で確認できるということです。さらに、各担当部署は申請内容を確認でき、対応がスムーズに進みます。

3点目は、関連データがすべて残るので、過去の契約書や授受の履歴の確認が可能になることです。大学の担当者が変わっても過去の授受に関連する情報（契約書類）などを探し出すのに苦労しなくとも済みます。

4点目は、登録したマテリアルデータベースを活用できるということです。成果有体物の概要をweb上で公開することにより、企業や他の研究者に見てもらえ、外部資金の獲得や共同研究の拡大につなげることが

できます。

最後に、操作が簡単であるということです。また、一回の入力で必要な申請までができてしまいます。

Q4：大学など組織としてのメリットは何でしょうか？

まず、研究の過程で創作された貴重な成果有体物と授受の正確な記録が大学に残り、それを一元的に管理できるという点です。これにより、契約の標準化も可能となります。有体物の授受情報が分散してしまっている、あるいは契約締結に時間がかかるという、これまでの問題を解決できます。これまでの経験により、より交渉労力が少ないMTAひな型を参加大学で共用できます。

第二に、授受に関わる関係法令の種類や対応過程の見える化ができるということです。関連法令が遵守されているかを一覧で管理できます。

第三に、有体物を公開することにより、有効活用や社会実装へ導くことができます。最後に、知的財産管理上の有用なデータベースとなり得る点です。有体物の他機関への提供の際に、その有体物の所有権と知的財産権を容易に把握できます。

Q5：運用はすでに始まっているのでしょうか？

システムの稼働は2025年4月から始まっており、現在、他の6連携大学と運用しています。さらに多くの大学にもこのシステムに参加していただけることを望んでいます。このシステムのトップページ (<https://nfm-m.com/>) はアカウントなしで閲覧可能です。

Q6：データ保存とメンテナンスについて

教えてください。

現在7大学で共同運用していますが、データはそれぞれ別の領域に格納しており、各大学の情報が混合することはありません。バックアップは他の2か所で行っています。また、最新のセキュリティで対応しており、適宜アップデートしています。費用としては、システムの管理料程度(約18万円/年)のみをいただいています。また、いくつかの大学と連携することにより、他大学の担当者に不得意な分野の相談や互いの意見交換が可能になり、より均一化した教員へのサービスが可能となります。

おわりに

大学の研究者が有体物を受領する場合、ABS対応と共に、国内法令のどれに対応すべきか悩むことが多いのではないのでしょうか。また、提供する場合には、外為法を始め、他の法令担当部署それぞれに対応しなければならず、面倒と感ずるのではないのでしょうか。加えて、成果有体物の授受にはMTAが必要であり、同様の内容を契約担当者にも説明しなければなりません。このような煩雑な手続きを解決してくれるのが、

このシステムです。

また、各部署の担当者は、他部署でどのような対応が進んでいるのかを一覧で把握することができます。さらに、成果有体物がショーケース化されることも研究者と大学の両者にとって大きなメリットです。

インタビューにご対応いただきました、国立大学法人鹿児島大学 南九州・南西諸島域イノベーションセンター 知的財産・リスクマネジメントユニット 特任教授 深見克哉博士に厚く御礼申し上げます。

2026年2月7日

静岡大学ABS相談窓口/ABS対応サポートセンター 寺嶋芳江

ABS・国内法関連のご相談受付、手続き代行を承っております。

ABS対応サポートセンター
<https://terayoshi-gyosei.com/>
abs@terayoshi-gyosei.com